相模原市監查委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき相模原市職員厚生会及び相模原市立学校教職員互助会を、同条第5項の規定に基づき総務局職員厚生課及び教育局学校教育部教職員給与厚生課を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月29日

相模原市監查委員 髙 梨 邦 彦

同 橋 本 愼 一

同 栗原 大

同 渡 部 俊 明

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び同条第5 項の規定に基づく財務監査

2 監査の実施日程

令和4年7月4日から同年11月28日まで

3 監査の対象

(1) 財政援助団体及び市所管課

ア 相模原市職員厚生会(以下「職員厚生会」という。)

市所管課 総務局職員厚生課(以下「職員厚生課」という。)

交付金名称 職員厚生会交付金

令和2年度確定額 24,331,320円

令和3年度確定額 14,695,000円

令和4年度交付決定額 14,695,000円

イ 相模原市立学校教職員互助会(以下「教職員互助会」という。)

市所管課 教育局学校教育部教職員給与厚生課(以下「教職員給与厚生 課」という。)

補助金名称 教職員互助会補助金

令和2年度確定額 12,838,600円

令和3年度確定額 12,575,740円

令和4年度交付決定額 13,000,000円

(2) 対象年度

令和3年度。ただし必要に応じて対象年度以外に執行した事務について も確認した。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 財政援助団体	① 交付金の申請	ア 事業計画書、予算書及び決算諸
市からの財政	及び報告が適正	表等と所管部局へ提出した交付金
援助に係る出納	に行われないリ	の交付申請書、実績報告等は符合
その他の事務	スク	するか。
	② 交付金に係る	イ 補助金等交付申請書の提出及び
	出納事務が適正	交付金の請求、受領は適時に行わ
	に行われないリ	れているか。
	スク	ウ 事業は、計画及び交付条件に従
	③ 交付金が交付	って実施され、十分効果が上げら
	対象事業に適切	れているか。また、交付金が交付
	に充当されない	対象事業以外に流用されていない
	リスク	カゝ。
		エ 出納関係帳票の整備、記帳は適
		正か。また、領収書等の証拠書類
		の整備、保存は適切か。
		オ 交付金に係る収支の会計経理は
		適正か。
		カ 会計処理上の責任体制は確立さ
		れているか。
		キ 精算報告は適正に行われている
		か。また、精算に伴う返還金の返
		還時期等は適切か。
		ク 財産の処分制限がある場合に、
		これに違反するものはないか。
(2) 市所管課	① 交付金の交付	ア 交付金の決定は法令等に適合し
監査対象団体	目的が達成でき	ているか。
に対する財政援	ないリスク	イ 交付金の交付目的及び交付対象
助に係る財務に	② 交付金の交付	事業の内容は明確か。また、公益
関する事務	決定、算定及び	上の必要性は十分か。

われないリスク

- 支出が適正に行 ウ 交付金に関する条件の内容は明 確か。
 - エ 交付金の額の算定、交付方法、 時期、手続等は適正か。
 - オ 交付金の効果及び条件の履行の 確認は実績報告書等によりなされ ているか。
 - カ 交付金交付団体への指導監督は 適切に行われているか。
 - キ 交付金の交付目的や効果等から 判断して、統合、廃止等の見直し をする必要のあるものはないか。
- 注 教職員互助会及び教職員給与厚生課については表中の「交付金」を「補助金」 と読み替える。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、財政援助団体及び市所管課 に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確 認した。

- ア 財政援助団体 各種規程類、出納整理簿、事業計画、収支予算書、出納 関係帳票、領収書、決算書 等
- 補助金等交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令 市所管課 書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

令和4年8月30日に職員厚生会事務局(職員厚生課内)、同年9月6日に 教職員互助会事務局(教職員給与厚生課内)において、現金等の管理状況につ いて調査を実施した。

(4) ヒアリング

令和4年10月28日に財政援助団体の事務局長、市所管課の課長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 監査対象団体の概要

- (1)職員厚生会
 - ア 所在地

相模原市中央区中央2丁目11番15号(職員厚生課内)

イ 沿革

昭和39年10月2日 設立

- ウ 設立目的(職員厚生会規約(以下「厚生会規約」という。)第2条) 本会は、会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする。
- エ 厚生会規約に定める事業(第3条)
 - (ア) 保健、体育等厚生に関すること。
 - (イ) 共済給付に関すること。
 - (ウ) 文化及び教養に関すること。
 - (エ) 生活資金の貸付に関すること。
 - (オ) その他必要と認めること。
- オ 収支の状況
 - (ア) 福利事業

(単位:円)

区分	歳入	歳出	市交付金額及び交付率
令和4年度予算	155, 960, 000	155, 960, 000	
令和3年度決算	142, 011, 685	99, 140, 463	_
令和2年度決算	141, 077, 904	102, 280, 962	

(イ) 厚生事業

(単位:円)

区分	歳入	歳出	市交付金額及び交付率
令和4年度予算	27, 450, 000	27, 450, 000	14, 695, 000 (53. 5%)

令和3年度決算	24, 211, 980	24, 211, 980	14, 695, 000 (60. 6%)
令和2年度決算	24, 331, 320	24, 331, 320	24, 331, 320 (100%)

(2) 教職員互助会

ア 所在地

相模原市中央区中央2丁目11番15号(教職員給与厚生課内)

イ 沿革

昭和54年4月1日 設立

- ウ 設立目的(教職員互助会規約(以下「互助会規約」という。)第2条) 互助会は、会員の福利厚生及び会員相互の親ぼくに関する事業を行い、 もって会員の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- エ 互助会規約に定める事業(第3条)
 - (ア) 文化教養に関すること。
- (イ) 保健体育に関すること。
- (ウ) 福利厚生に関すること。
- (エ) その他必要と認めること。
- オ 収支の状況

(単位:円)

□ /\	歳入	歳出	市補助金額
区分		(補助対象経費)	及び補助率
令和4年度予算	81, 925, 000	81, 925, 000	13, 000, 000 (70. 7%)
		(18, 380, 000)	
令和3年度決算	55, 591, 623	35, 847, 969	12, 575, 740 (100%)
		(12, 575, 740)	
令和2年度決算	49, 135, 238	40, 678, 647	12, 838, 600 (100%)
		(12, 838, 600)	

第2 監査の結果

1 職員厚生会及び職員厚生課

職員厚生会が行った市からの財政援助に係る出納その他の事務及び職員厚生 課が行った職員厚生会に対する財政援助に係る財務に関する事務について、監 査基準及び令和4年度財政援助団体等監査実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認められた。

2 教職員互助会及び教職員給与厚生課

教職員互助会が行った市からの財政援助に係る出納その他の事務及び教職員 給与厚生課が行った教職員互助会に対する財政援助に係る財務に関する事務に ついて、監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、次の事項を除 き、おおむね良好と認められた。

(1) 教職員互助会に対する注意事項

ア 教職員互助会補助金の補助事業である人間ドックの助成に係る出納事務 について調査したところ、支出命令書の決裁において、理事の押印欄に紙 を貼付し、その上から押印したと推測される状態で文書が保存されてい た。

教職員互助会事務処理規則によると、この支出命令は理事の専決事項となっているが、理事の押印がこの支出命令の意思決定としてなされたものか不明確な状態であり、適切な事務処理が行われたとはいえないものとなっていた。

今後は、意思決定の重要性を再認識するとともに、このような状態を生ずることのないよう事務処理方法及び確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

イ 教職員互助会補助金の補助事業であるインフルエンザ予防接種の助成に 係る出納事務について、教職員互助会員のインフルエンザ予防接種の助 成に関する規則に基づき、申請書、添付書類等を調査したところ、記載 内容が不十分であるため、助成対象であることが確認できない領収書に より助成を決定している事例が見られた。

今回の監査において、助成の決定が適正であることは確認できたものの、助成を決定するに当たっては、適切な支払根拠に基づき事務を執行する必要がある。

今後は、事務処理方法及び確認体制の見直しを行うなど、適正かつ確実 に出納事務を執行するよう注意する。

(2) 教職員給与厚生課に対する注意事項

令和3年度の教職員互助会補助金の交付に関する事務を調査したところ、 教職員互助会から提出された補助金対象事業費及び補助比率調書(以下「調 書」という。)について、補助対象とならない事業費が補助金対象事業費及 び補助比率に計上されていた。

補助金の申請に係る書類の審査については、補助金交付額の算定に誤りがなかったことを確認したが、この調書は教職員互助会補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)第4条の規定により提出された書類であり、誤りがあれば修正を指示する必要がある。

今後、補助金の交付に当たっては、その事務の重要性を再確認し、適正な 書類審査を行うとともに、補助事業の目的、内容等に即した書類審査を行う よう見直しを検討されたい。

3 意見

地方公務員の厚生制度について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条は「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定しており、本市では、職員厚生会及び教職員互助会が実施する福利厚生事業に要する費用の一部に対し交付金又は補助金を交付することにより、各種事業を実施してきた。

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務省策定。以下「指針」という。)において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」等と示している。

本市では、指針の趣旨に加え、平成22年度に実施された相模原市事業仕分けの結果を踏まえ、段階的に交付対象事業、事業経費等の見直しを進めてきた。

一方、指針を踏まえて総務省は、地方公共団体における福利厚生事業の状況 について調査を実施(平成30年度まで毎年度、以降は3年に1度)し、その結 果を公表しているが、この調査結果を見ると、互助会等に対する公費支出の額 及び実施団体数、公費を伴う個人給付事業の実施団体数は減少傾向にあり、各 地方公共団体においても見直しが進められている状況である。

働き方改革が進められている中、地方公務員においても福利厚生は重要な課題である一方で、本市では今後も厳しい財政状況が見込まれ、現在、行財政構造改革に取り組んでいる中、福利厚生事業における公費負担のあり方、職員及び教職員それぞれのニーズに合った効果的な事業内容などについて、不断の見直しを行うとともに、その状況について市民の理解を得るための情報提供に努めるよう要望する。